

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月5日
【発行者名】	スターアジア不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 加藤 篤志
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
【事務連絡者氏名】	スターアジア投資顧問株式会社 取締役兼財務管理部長 菅野 順子
【電話番号】	03-5425-1340
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	スターアジア不動産投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）形態】	
【発行登録書の提出日】	2025年5月20日
【発行登録書の効力発生日】	2025年5月28日
【発行登録書の有効期限】	2027年5月27日
【発行登録番号】	7-投法人1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年1月5日（提出日）です。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づく臨時報告書を2026年1月5日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2025年5月20日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおりです。